

あま市小中学校あり方課題別検討委員会（スクールソーシャルワーク）会議録

日時 令和6年3月21日（木）
午後2時00分～午後3時30分
場所 あま市役所2階A1A2会議室

参加者の確認

参加者					
委員	①有識者枠	愛知県社会福祉士会副会長	早川 真理	出	・ 欠
	②有識者枠	あま市社会福祉協議会	牛田 潤子	出	・ 欠
	③有識者枠	(特非)あるいていこう理事長	吉川 公代	出	・ 欠
	④校長教職員枠	甚目寺中学校 校長	籠島 篤司	出	・ 欠
	⑤校長教職員枠	七宝北中学校 教頭	服部 洋子	出	・ 欠
	⑥行政枠	海部児童・障害者相談センター	加藤 匡史	出	・ 欠
	⑦行政枠	教育相談センターセンター長	栗木 一郎	出	・ 欠
	⑧行政枠	教育相談センター学校支援アドバイザー	古畑 博央	出	・ 欠
	⑨行政枠	福祉部社会福祉課 課長	国立 強志	出	・ 欠
	⑩行政枠	子ども健康部子ども福祉課 主幹	高木 和美	出	・ 欠
	⑪行政枠	福祉部高齢福祉課 課長	菱田 基久	出	・ 欠
	(代理)	田中 まさみ)			
事務局	①教育長	伊藤 克仁	出	・ 欠	
	②教育部長	鎌倉 崇志	出	・ 欠	
	③教育総務課長	徳永 増美津	出	・ 欠	
	④学校教育課長	寺澤 直樹	出	・ 欠	
	⑤指導主事次長	加藤 鋭之	出	・ 欠	
	⑥指導主事主幹	水野 賢太郎 (代理伊藤有為)	出	・ 欠	
	⑦教育総務課 主幹	石川 正司	出	・ 欠	
	⑧書記 教育総務課課長補佐	野々目 清司	出	・ 欠	
傍聴人	なし				

議事進行の概要

発言者	概要
教育総務課長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまよりあま市小中学校あり方課題別検討委員会スクールソーシャルワークを始めさせていただきます。</p> <p>最初に、事前に配布させていただいた本日の資料の確認をお願いします。なお、事前に配布させていただいたものと同じ資料が、委員の皆様</p>

<p>教育総務課長</p>	<p>の机上に用意してあります。</p> <p>資料</p> <table border="0"> <tr> <td>1 次第</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>2 概要</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>3 委員名簿</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>4 委員会要綱</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>5 配席図</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>6 あま市小中学校のあり方に関する基本の方針</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>7 あま市スクールソーシャルワーカー設置要綱案</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>8 あま市スクールソーシャルワーカー活動指針案</td> <td>A 4</td> <td>6 枚</td> </tr> <tr> <td>9 検討用資料</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> </table> <p>また、開催通知とともに既にお送りしている文書として、</p> <table border="0"> <tr> <td>1 同意書等提出依頼文書</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>2 同意書</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> </table> <p>一部の外部委員には</p> <table border="0"> <tr> <td>3 債権者登録・口座振替支払請求書</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>4 記載例</td> <td>A 4</td> <td>1 枚</td> </tr> </table> <p>以上です。</p> <p>同意書及び一部の外部委員の債権者登録書類は、教育総務課の書記に本委員会終了後にお渡しく下さい。</p> <p>それでは、最初に教育委員会を代表しまして、教育長よりご挨拶を申し上げます。</p>	1 次第	A 4	1 枚	2 概要	A 4	1 枚	3 委員名簿	A 4	1 枚	4 委員会要綱	A 4	1 枚	5 配席図	A 4	1 枚	6 あま市小中学校のあり方に関する基本の方針	A 4	1 枚	7 あま市スクールソーシャルワーカー設置要綱案	A 4	1 枚	8 あま市スクールソーシャルワーカー活動指針案	A 4	6 枚	9 検討用資料	A 4	1 枚	1 同意書等提出依頼文書	A 4	1 枚	2 同意書	A 4	1 枚	3 債権者登録・口座振替支払請求書	A 4	1 枚	4 記載例	A 4	1 枚
1 次第	A 4	1 枚																																						
2 概要	A 4	1 枚																																						
3 委員名簿	A 4	1 枚																																						
4 委員会要綱	A 4	1 枚																																						
5 配席図	A 4	1 枚																																						
6 あま市小中学校のあり方に関する基本の方針	A 4	1 枚																																						
7 あま市スクールソーシャルワーカー設置要綱案	A 4	1 枚																																						
8 あま市スクールソーシャルワーカー活動指針案	A 4	6 枚																																						
9 検討用資料	A 4	1 枚																																						
1 同意書等提出依頼文書	A 4	1 枚																																						
2 同意書	A 4	1 枚																																						
3 債権者登録・口座振替支払請求書	A 4	1 枚																																						
4 記載例	A 4	1 枚																																						
<p>教育長</p>	<p>(挨拶)</p>																																							
<p>教育総務課長</p>	<p>本委員会の議事録の大要を市ホームページで公開するため、事務局が委員会の内容を録音させていただきますので、ご承知おきください。</p>																																							
<p>教育総務課長</p>	<p>議題に先立ちまして、本委員会そのもの及び本委員会の概要について担当からご説明いたします。</p>																																							
<p>教育総務課主幹</p>	<p>ご説明します。</p> <p>あま市教育委員会は、令和6年1月19日にあま市立小中学校のあり方に関する基本の方針を決定しました。</p> <p>基本の方針は、本日の資料につけてあるものです。</p> <p>この基本の方針にのっとり、小中学校の将来を見据えたあり方に向け</p>																																							

<p>教育総務課主幹</p>	<p>て具体的な方策を実施するにあたり、皆様から広くご意見をいただくことが本委員会の目的です。</p> <p>本委員会は、審議会ではなく附属機関に準じる機関となっていますので、各種施策の政策立案、計画策定などの過程において、市民や有識者などの意見を反映させることを目的としています。各委員の意見を聴く場であり、合議制の機関ではありませんので、何らかの意思決定を行ったり、意見を集約して提言したりすることはありません。また、意見をお寄せいただくためのものであるため、法的拘束力もありません。</p> <p>本委員会では、あま市教育委員会が令和6年度から開始する予定のスクールソーシャルワーク事業において、スクールソーシャルワーカーにどんなことをさせ、どのような方針でどのようなことを実施するのかについてのご意見をお寄せいただければありがたいです。</p>
<p>教育総務課主幹</p>	<p>概要についてご説明します。本委員会で課題として設定するのは、「令和6年度から開始する予定のスクールソーシャルワーク事業において、スクールソーシャルワーカーにどんなことをさせ、どのような方針でどんなことを実施させるのか。」です。そのためのご意見をお願いします。</p> <p>この課題に係る教育委員会の基本の方針は、「(3) ③特別支援教育における学校のあり方」の部分です。</p> <p>本委員会のスケジュール案は、 本日 委員会を開催し、皆様のご意見をいただく。 本日 いただいたご意見の報告書を作成する。 4月 教育委員会定例会へ報告書を提出する。 です。</p> <p>本委員会で委員の皆様をお願いすることは、それぞれのお立場、役割から、あま市教育委員会が実施するスクールソーシャルワーク事業についてご意見を出して頂く事です。</p> <p>お配りした検討用資料では、次のように例示させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 目指す姿 ② 期待すること ③ 懸念すること ④ 変更したほうが良いと思うこと ⑤ 追加したほうが良いと思うこと ⑥ 課題だと考えること ⑦ その他

<p>教育総務課主幹</p>	<p>⑧「あま市スクールソーシャルワーカー設置要綱（案）」 ⑨「あま市スクールソーシャルワーカー活動方針（案）」</p> <p>ご意見の項目について例示していますが、もちろんこの項目すべてにご意見を出して頂かなくても良いですし、まったくこの項目とは関係ないことについてご意見を出して頂いてもかまいません。</p> <p>この項目は、あくまでご意見を出していただくにあたっての参考として考えていただければよいです。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、項目2「委員の紹介について」に入ります。 委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。 お手元のあま市小中学校あり方課題別検討委員会委員名簿をご覧ください。</p> <p>本委員会で、ご意見をお寄せいただく委員に依頼させていただいたのは、11名の方々です。 名簿をご覧ください、紹介に代えさせていただきます。 よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、続いて議題に入ります。要綱第6条により教育長が本委員会の議長ですので、議事の進行につきましては、教育長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、「議題（1）スクールソーシャルワークに係るご意見聴取について」に入ります。事務局説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課主幹</p>	<p>まず、申し上げなければならないことは、委員会として無理に一つの意見に取りまとめなければならないわけではない、ということです。</p> <p>それぞれのお立場、役割からのそれぞれのご意見をお願いするものです。 先に概要において、9項目の例示をさせていただきました。 お手元の検討用資料にも同じことが書いてあります。</p> <p>この例示のとおりでも構いませんし、全く異なってもかまいませんので、よろしく願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>事前に資料をお配りさせていただいているということで、説明のとおり、皆様からご意見をいただきます。</p>

<p>教育長</p>	<p>順番にお一人ずつご意見をいただきたいと思いますので、</p> <p>高齢福祉課長 菱田基久委員から 時計回りの順番でお願いします。</p>
<p>高齢福祉課 課長 菱田基久委員 (代理田中まさみ)</p>	<p>高齢福祉課 田中です。</p> <p>本日は、課長の菱田が体調不良で欠席となりましたので、代理で包括支援センター田中が出席させていただきました。</p> <p>高齢福祉課が注目している問題としては、ヤングケアラーが挙げられます。もし、児童生徒が祖父母の介護で不登校となってしまう、であるとか、学業に支障をきたしているということがあった場合で、スクールソーシャルワーカーが把握されましたら、高齢福祉課もしくは、包括支援センターに情報提供して頂けたらと思います。包括支援センターは、介護の総合窓口です。あま市では、市役所1階の高齢福祉課内と、社会福祉協議会の中に包括支援センターを設置しています。</p> <p>情報提供して頂きましたら、一緒にできる支援を考えていければと思います。</p> <p>また、昨今、若年性認知症が全国的に問題となっています。高齢者だけでなく、若い方でも認知症になってしまうことがあります。祖父母だけでなく、お父さんお母さんが認知症になってしまい、認知症による機能低下で家事等を行うことができなくなって、児童生徒が代わりに家事を担ったり、親の介護を行ったりすることもあります。それらで、不登校傾向になったり、学業に支障をきたすようなことにならないよう、高齢福祉課で介護の適切なサービスに結び付けていければと思います。</p> <p>祖父母に限らず、父母についても、認知症である又は認知症かもしれないという情報をキャッチされましたら、高齢福祉課又は包括支援センターにご相談いただけたらと思います。そういったところでの、連携ができたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、国立委員をお願いします。</p>
<p>社会福祉課 課長 国立強志委員</p>	<p>社会福祉課長の国立です。</p> <p>社会福祉課では、生活保護、生活困窮、子ども若者支援や、民生児童委員、保護司を担当している部署です。</p> <p>これまでも、学校さんとは情報の共有という点でも実施しているところですが、生活保護世帯の児童生徒の状況ですとか、健全育成、生活困窮世帯、子ども若者支援対象世帯の状況把握及び支援の実施について、スクールソーシャルワーカーの導入により、さらなる連携を期待するところ</p>

<p>社会福祉課 課長 国立強志委員</p>	<p>ろです。</p> <p>情報の交換であったり、連携した取り組みといったことができればと考えています。</p> <p>スクールソーシャルワーカーさんは、当然ながら義務教育年齢が対象となってくると思います。義務教育年齢を超えた後も支援が必要となる方は、多くいらっしゃると思われしますので、そういった方々のその後の支援について、子ども若者支援などでご依頼、引継ぎがあるだろうと思っています。継続して支援をする必要がある世帯の引継ぎの際には、当事者の利用意向を確認していただいたうえで、ぜひ当初の面談の際の同席などのご配慮もお願いできればと思います。</p> <p>私の方からは、以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、古畑博央委員をお願いします。</p>
<p>教育相談センター 学校支援アドバイザー 古畑博央委員</p>	<p>学校支援アドバイザーの古畑です。</p> <p>警察OBです。</p> <p>主に生徒指導関係を担当しています。</p> <p>生徒指導に際しては、児童生徒だけでなく、その保護者に問題があるケースも多々あります。</p> <p>質問いいですか。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは、各中学校に一人ずつ配置されると聞いていますが、その各中学校一人ずつ以外にもワーカーがいるのですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>中学校区に一人です。5中学校ありますので、現在予定しているのは、合計5名の配置です。中学校ごとの生徒数の偏りもありますので、その学校に専念する人や、他の支援にあたる人などの連携ができればと考えています。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの雇用にあたっては、社会福祉士又は精神保健福祉士という資格をお持ちの方を採用しています。しかし、資格はお持ちですが、今回雇用させていただくこととした方々は、スクールソーシャルワーカーの実務経験としては、ほとんどない方々です。最初のうちは、研修等を行う必要もあるでしょうし、手探りの試験運用的な出発になろうと思います。</p> <p>専門分野の方々からご意見いただけましたら助かりますので、忌憚のないご意見をお寄せいただけますと、ありがたいです。</p>
<p>教育長</p>	<p>実務経験という意味では、初めてということことですので、外部の先生を招いて研修を行ったり、福祉関係の方々とも相談しながら、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めていきたいと考えています。</p>

学校において伝わってきたものと、少し違った気がしたのでお聞きしました。

中学校の生徒指導の場では、様々な問題がおきていて、不登校に繋がる可能性のある問題や繋がらなかった問題とあります。直接関係するのかは分かりませんが、このような状況にあることを知っていただき、スクールソーシャルワーカーを始め、様々な機関と支援に当たれたらと考えますので、お話しします。

近年よく出る問題としては、児童生徒の美容整形についてがあります。これからも多く出るであろうと考えられますが、今のところ児童生徒への対応、保護者への対応について決まっていることはありません。

そもそも、いいのか、悪いのかも分かりません。

また、近年あま市で多くなりつつある問題として、児童生徒から教職員への暴力傷害事案です。

14歳になる前の事案では、刑事上では未成年者であり、触法少年としての取り扱いとなるため、対処方法が変わってきます。

その場合は、警察というよりは児童相談所にお問い合わせするケースというようになってきます。

触法少年による行為ということになると、被害にあった教職員は、泣き寝入りではありませんが、刑事罰を問うような状況にはなりにくいということになります。

被害者である教職員への対処及びフォローも難しいものになってきます。

全てではありませんが、そのような触法少年のケースでは、本人の特性の問題の外に世帯に問題を抱えているケースも少なくないです。子どもが朝まで帰ってこなくても、ほったらかしの世帯もありました。そのような家庭の教育力の欠如は、本人が身を持ち崩す要因の一つとなってくる可能性があります。

児童相談所、子ども福祉課などとも連携して、支援に当たれたらと思います。

また、近年は校則の見直しを図るというのが、全国的にも話題となっています。あま市においては、未だ過渡期であると思われます。あま市内の学校では、校則の見直しを図って、髪型や靴とソックスの色及び柄の生徒指導上の規制を来年度から緩和する学校もあります。しかし、細かいことですが、その髪型についても可とする学校もあれば、不可とする学校もある状況があま市内にはあり、差が生じています。

他には、近年、学校の先生方が生徒指導上対処に困っているものとして、SNSの取り扱いがあります。近頃では、学年のグループチャット、クラスのグループチャットなどは、当然のようにあります。対面しての言葉ではなく、文字だけですので、発信した者の意図とは異なるイメージで伝わってしまうことがあるため、トラブルに発展したりということがあります。しかし、教職員はその中身を見ることはできませんので、

<p>教育相談センター 学校支援アドバイザー 古畑博央委員</p>	<p>そのトラブルが学校に持ち込まれた時は、対処に苦慮します。基本的には学校外の事柄であり、保護者の責任の範疇ではありますが、学校内のトラブルに繋がっていくことが多いです。学校でもSNSのトラブルなどの教室を開いたりして指導は行っていますが、与えているのは保護者ですし、利用している時間の多くは学校外ですので、保護者の指導が重要になってくるのかなと思います。SNSにまつわるトラブルは、今後なくなることは無いのかなと思います。</p> <p>他に、近年は外国籍の児童生徒がとても増えてきました。日本語が全くできない児童生徒も珍しくありません。先生方は大変苦勞してそういった児童生徒への教育を行っています。外国籍の児童生徒の場合は、入国管理局との絡みもでてきます。そういった児童生徒や保護者などへの支援もいつそう必要になってくると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。 続いて、栗木（くりき）委員お願いします。</p>
<p>教育相談センター センター長 栗木一郎委員</p>	<p>あま市教育相談センターの栗木です。</p> <p>教育相談センターには、来年度から名称が変わりますが、いわゆる適応指導教室があります。不登校対応の教室を開いています。</p> <p>本年度では59名の登録があります。</p> <p>不登校の原因は、人それぞれではありますが、子ども同士の間関係の悪化により不登校になるケースもありますし、保護者のあり方が大きく関係しているケースも多くあります。</p> <p>ある具体的なケースですと、ある小学校ですが、盲学校進学が妥当であろうと思われた児童がいたのですが、保護者が盲学校進学にあたっての適切な対応ができず、そのまま盲学校には進学できなかったケースがありました。その児童は、そのまま結局、小学校にも籍がおいてあるままとなってしまっていました。</p> <p>学校の関りや働きかけの限界があると思います。そういったところにスクールソーシャルワーカーに介入していただいて、保護者支援などがしていただけるといいのかなと思います。</p> <p>保護者が精神疾患を患って、なかなか子育てがうまくできないケースも少なからずあります。子どもは保護者の状態を間近で見ているので、その言動から感じ取るものが大きいので、不安が先行して学校に来ることができないケースもあります。そのような状況にあった、ある世帯は、校長先生の誘導で適応指導教室への体験入室にまではつながったのですが、その後、親子ともども通うことができず、子育て支援課の方が家まで迎えに行き、その日の具合を聞きながら、通室を促していたのですが、登録にまでも至りませんでした。そういったケースについても、保護者支援としてスクールソーシャルワーカーの手助けをしていただけたらと期待します。学校の支援、教育相談センターでの支援、教育相談センターの教育相談支援員の支援では限界があり、その間を取り持つ又は補う</p>

<p>教育相談センター センター長 栗木一郎委員</p>	<p>支援に期待しています。</p> <p>児童相談所に関わるようなケースで、親に殴られて怪我をして児相保護となったとき、児童生徒がどこにいるのか、いったいどういう状況になっているのか、いつごろ戻ってくるのか学校は分かりませんので、情報収集の方法に苦慮するケースが、けっこう多いです。そういったとき、学校が今後の見通しや予定などの情報を知るためにスクールソーシャルワーカーが窓口となって情報収集や連絡を受けられたらと思います。学校としては、どこにいるのか、どうなっているのか、いつ戻ってくるのかも全く分からない状況にあることが多いです。またそういった状況にあったとき、その児童生徒の兄弟姉妹はどうなっていくのかも心配するところです。本人は保護されている、保護者はその暴力事案により引き離されているとなったら、兄弟姉妹はどうなるのか心配するところです。学校は状況も見通しも分からないまま、本人はもとより兄弟姉妹も心配するところなので、兄弟姉妹へのフォローや支援も必要だと思っているところです。</p> <p>引きこもり状態が長引く児童生徒もいます。</p> <p>あるケースでは、小学校1年生から学校に来ることができない状況が続き、中学校に至った時点では完全に引きこもり状態になってしまっていました。教育相談センターの支援員が家庭訪問をしたりもしていましたが、何度も訪問して外への散歩に連れ出すまでが精一杯でした。とはいえ、相談支援員の数も多くはありませんし、その子へ割ける時間にも限りがあります。とても継続的に恒常的にその子のところへ行くことはできませんでした。小学校1年生の時から学校に行けてなかったの、会って話をしたときに、運動会や徒競走の話をしたところ、徒競走ってなに？と多くの子が知っているようなことも知ることができていない状況にある時に、現在の相談支援員では、どんなことがしてあげられるか分からなかったとの話もありました。</p> <p>教育相談センターでは、適応指導教室の外にも心理支援相談をしており、義務教育の間にいろいろな悩みや相談を受けています。しかし、中学校卒業と同時に、教育相談センターの利用ができなくなってしまうので、子ども若者支援のような次につなげていくためのパイプ役となる方がいるといいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、牛田（うしだ）委員お願いします。</p>
<p>あま市社会福祉協議会 牛田潤子委員</p>	<p>あま市社会福祉協議会で障害者への相談支援をしている牛田です。</p> <p>相談支援については、よろず相談的な相談と、ケアプランを作るような支援の大きく二つを行っています。特に私が現在行っていることが多いのが、そのよろず相談的な方です。学校さんには、普段からとてもお世話になっております。私たちの対象年齢は、0歳から年齢制限なしと</p>

あま市社会福祉協議会
牛田潤子委員

いうかたちで行っていますので、たくさんの方からのご相談をお受けしています。月にだいたい180人ほど子どもから大人までくる中で、そのうち児童生徒は40から50人ほどとなります。これは、ケアプラン作成の相談も含めてとなります。年々、子どもからの相談が増えてきています。今日参加されている、すてっぷあいるさんとも協力させていただいています。すてっぷあいるさんは、どちらかという、未就学児が多く、私たちはその後の学童期から高校生までも担当させていただくことが多くあります。

今回いただいた資料を事前に読ませていただきました。

期待することとしては、私たち福祉の職員からすると、児童生徒の学校での様子、個人個人が学校ではどう過ごしているのかですとか、親御さん経由で学校での児童生徒の様子を聞いたりするときも、はたしてそれは実際にどうなのかということが分からないということが多々あります。先生方は日々お忙しい中、直接お聞きすることはなかなか難しいなというところ、スクールソーシャルワーカーを介して、児童生徒の学校での様子がタイムリーに知られるのではないかと期待しています。福祉関係職員がスクールソーシャルワーカーさんと連絡を取り合うことにより、迅速に情報をお互いに提供しあえたらと思います。

懸念することとしては、保護者の方が精神疾患をお持ちであったり、児童生徒自身が精神疾患をお持ちであったとき、そのスクールソーシャルワーカーさんがどのくらいのご経験をお積みであるか分かりませんが、とても大変なケースであることも多いので、とてもスキルが必要となってきます。本人さんらの困り感や問題と、解決すべき課題が、本人さんらのなかで整理されておらず、混然とした状態のまま分からなくなってしまう方も多くいます。

課題であると考えていることとしては、活動方針の2. SSWの配置方法、趣旨・勤務形態の(2)校内の教育相談体制・校務分掌への位置づけの②スーパービジョン体制の整備にあります。私どもも同じですが、個別のスーパービジョンであったりフォローであったりをする体制は、必ずとる必要があります。先ほど、5人のワーカーさんが配置されるとお聞きしましたが、どのような支援を行っていくのか困られる時が必ず来るので、その時にどのようなフォロー体制を用意するのかが必要ですが、今回の活動指針の中では具体的には見えてこなかったため、課題と考えました。どなたがスーパービジョンをしていただけるのか、どのようなワーカー同士で支えあうのか、検討し合うのかが分かると良いかなと思いました。

同じく活動指針の1. スクールソーシャルワーカーとはの(6) SSWの職務内容の③関係機関とのネットワークの構築、連携・調整の二つ目のボッチにある、関係機関への個別支援計画に基づいた支援の実施への働きかけ及び個別支援計画の評価、見直しについてです。社会福祉協議会でも個々のケースに対して支援計画を立てています。他の支援機関

<p>あま市社会福祉協議会 牛田潤子委員</p>	<p>でも同じだと思います。そのような中、支援統一という考え方があります。それぞれの支援機関が、違う方向を見て支援計画を立てて支援することにより、ブレが生じてしまうことがあるため、それぞれの支援機関で支援計画を共有しながら支援統一を図りたいと考えています。障害支援の方でも法改正がありまして、放課後等デイサービスなどの事業所に障害の支援計画を提供しなければならないということになりました。スクールソーシャルワーカーさんとも支援計画を見せ合えるような体制がとれば良いと思います。また、支援計画の共有をすることにより、より強固な支援体制が取れるのではないかと思います。</p> <p>社会福祉協議会は、地域にどのような社会資源があるか把握しており、お力になれることもあると思いますので、ぜひ使っていただけたらと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。 続いて、早川（はやかわ）委員をお願いします。</p>
<p>愛知県社会福祉士会副会長 早川真理委員</p>	<p>愛知県社会福祉士会の早川です。</p> <p>仕事としては、スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをしています。</p> <p>事前に配布いただいた資料を見ました。</p> <p>活動指針を見れば、一番よくわかると思います。</p> <p>あま市教育委員会が目指す、ワーカー像としては、直接支援的なケアワーカーではなく、ミクロ、メゾ、マクロを視野に入れた包括的ソーシャルワーク実践のできる方を目指すということが、理解できました。</p> <p>活動指針の2. SSWの配置方法、趣旨・勤務形態について、よく考えられていて、実際に私が現場で経験してきたときに、こう考えてほしいということが書いてありましたので、あま市はしっかりと考えて事業を始められるのかなと感じました。社会福祉協議会の牛田さんもおっしゃられていましたが、③スーパービジョン体制の整備は、必須でして、それをしないとワーカーがバラバラの活動をしてしまうこともありますし、あま市が望むスクールソーシャルワーカーの姿とは違う姿の活動をしてしまう可能性も出てきてしまいます。教育委員会が考えられたスクールソーシャルワークをしっかりと実践していただくためには、やはりスーパーバイザーを設置されたらいいと思います。</p> <p>関係機関との連携ということが、先ほどから出てきていますが、スクールソーシャルワーカーの立場からすると、情報共有について、保護者や児童生徒と面談した後は、学校とはもちろん共有しますが、他機関との情報共有については保護者の許可がない場合にはできません。社会福祉士の倫理綱領でも、そのように定めています。保護者の相談なく情報交換できるのは、要対協にあがっている要保護児童生徒や要支援児童生徒です。その枠のなかでは情報共有できます。あま市の中で支援計画を情報共有して良いという枠組みがあれば、できると思いますけれど、</p>

そういう枠組みがないうちは情報共有できないこととなりますので、枠組み作りをしっかりとしないと、思わぬところで情報漏洩があったりして、保護者の怒りをかいたり、実際にそのようなケースで訴訟に発展したケースも全国ではあると聞いています。どのくらい、どの範囲で情報共有を行うのか、スクールソーシャルワーカーを勤められるかたにもお伝えしておいた方が良くかなと思います。

目指す姿、期待することとして、現場で効果的なソーシャルワーク実践をするにはアセスメントの力がとても重要で、何が起きていて、その状況の中から課題を分析し、ニーズを抽出するアセスメント力があって、初めて効果的な支援計画が立てられますので、スクールソーシャルワーカーには、ぜひとも、このアセスメント力向上に力を入れていただけたらと思います。

変えた方が良くすることとして、スクールソーシャルワーカー自身が支援計画を立てたり、個別ケース会議を主催したりということとなっていますが、スクールソーシャルワーカー自身が主体的にケース会議を主催して関係機関を集めるということはせず、学校でやるケース会議は教頭先生なり校長先生なりの学校がケース会議を招集し、主催するという形にされた方が良くと思います。また、関係機関と連携する場合も、スクールソーシャルワーカーは教頭先生、学校の許可なく動くことはしません。現場で働いているスクールソーシャルワーカーとしては、あくまで関係機関の窓口責任者は教頭であると認識して仕事をしています。

活動指針の1. スクールソーシャルワーカーとはの(5) S S Wが支援する対象者等では、支援対象者が列記されています。スクールソーシャルワーカーの支援対象者は、保護者や児童生徒はもちろんですが、教職員もその対象となります。学校組織に対する支援も行いますし、地域に対しても支援するということが、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等についてという文部科学省通知にも記載してあります。

スクールソーシャルワーカーが効果的に活動するためには、学校の教職員の方々といかに協働できるかが、カギになります。ワーカーひとりが頑張っただけやるのではなくて、学校の先生方と話し合いをしながら実践していくことが重要です。先生方との対話をとおして、学校全体が良い方向に向かっていったり、先生方の負担が軽くなることに繋がると考えます。そのためにも、ケース会議という装置があつての話であると考えます。現場の先生方が、スクールソーシャルワーカーのことをどれだけ理解して頂けるのかが、大きなカギとなります。そのためにも、学校現場への周知は大きな意味を持つこととなります。活動案にも書いてありましたが、現場への周知は、ぜひやっていただきたいと思います。

活動指針についての意見ですが、1. スクールソーシャルワーカーとはの(6) S S Wの職務内容の③関係機関とのネットワークの構築、連携・調整の一つ目のボッチにS S Wが主体となった個別ケース会議の開催とありますが、学校で行われるケース会議については主体は学校で、

関係機関が開催するケース会議は関係機関が主体なので、ワーカーが主催するケース会議は実際にはないと思います。ケース会議をやりませんかという提案はしますが、ケース会議そのものを主催するのは、ワーカーではないと理解しています。

1. スクールソーシャルワーカーとはの(6)SSWの職務内容の②学校内におけるチーム支援体制の構築、支援の5つめのボッチでは、福祉関係の他の機関との学校側の窓口とありますが、ワーカーが学校内にずっといるわけではありませんので、学校にとっては迅速な対応ができない原因となる可能性があることと、責任問題もあります。学校自体の外部との窓口は、多くの学校で教頭先生が担われていると思いますので、関係機関との窓口も同じように教頭先生が担われるのが良いかと思いません。教頭先生からどの関係機関と繋がるかなどの相談は、スクールソーシャルワーカーが行えばよいと思います。

スクールソーシャルワーカーが窓口担当として連携することもあります。児童相談所などの他機関からよく聞く話としては、望ましいのは窓口を一個にしてほしいということです。その時の児童相談所の方は、教頭先生にしてほしいとの話がありました。場合によっては、スクールソーシャルワーカーが窓口として連携することの方が良いこともあります。その際はまずは教頭先生が窓口として先方とお話しし、教頭先生からスクールソーシャルワーカーを窓口担当としたいと申し入れをしたうえでスクールソーシャルワーカーを窓口担当とした方がよいと考えます。そうすることで、児童相談所など他機関の側が誰に連絡したらよいのか混乱しなくてよいとのことでした。

(7)SCとの連携では、SSWは、制度や法律を活用してとありますが、制度や法律を熟知していることはもちろん必要ですが、それを活用するというよりも、近年ソーシャルワーカーには根拠に基づいた実践が求められており、ソーシャルワーク理論に基づき、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、とした方がよいと考えます。

ソーシャルワークは、勘と経験に基づいて実践するのではなく、根拠に基づいて実践を行うべきとされています。この時、何を根拠とするのかということ、ソーシャルワーク理論であったり、制度や法律が根拠となります。実践そのものについては、ソーシャルワーク理論に基づくとした方が、ふさわしいと思います。

関係機関相関図において、関係機関の学校等の中にスクールソーシャルワーカーが入っていないことが気になります。この図では、スクールソーシャルワーカーが機関のどこに所属しているのかが分からないなど思いました。この図では支援計画のところにスクールソーシャルワーカーが書いてあるので、支援計画をスクールソーシャルワーカーが作るように見えますが、支援計画はケース会議に参加した全員で考えてたてるものですので、スクールソーシャルワーカーが一人で支援計画をは立てるわけではないと理解しています。

<p>愛知県社会福祉士会副会長 早川真理委員</p>	<p>スーパービジョンの場でよくお話しすることなのですが、スクールソーシャルワーカーはどこに所属しているのかということをよく理解し、自身をアセスメントすることは重要であると考えます。学校の中の校務分掌の中で、スクールソーシャルワーカーがどこに位置付けられているか、それによって学校に何を期待されているのかが分かってくると思います。スクールソーシャルワーカー自身も、校務分掌の中でどこに位置付けられていて、何を学校から期待されているのかを理解した上で、ソーシャルワーク実践を行う必要があると考えます。</p> <p>2. SSWの配置方法、趣旨・勤務形態の(2)校内の教育相談体制・校務分掌への位置付けの③不登校・不適應支援コーディネーターの役割では、学校にこういうコーディネーターの先生がいると、学校との連携が非常にしやすくなります。不登校・不適應については、児童生徒それぞれ理由が異なっており、学校そのものに適應できない児童生徒もいますし、先生とうまくいかない児童生徒もいます。不登校については、全く学校に来なくなってから支援を開始しても、支援がものすごく難しいです。ちょっと休みがちになった時点で支援を開始したほうが、効果的であることが多いです。学校に来ることができている間は、学校でなんらかの働きかけをすることができますが、家にひっこんでしまっからは、働きかけをすることがとても難しくなります。最近、あの子あんまり来ないなであるとか、休みがちだな、調子悪いなという段階で、先生とスクールソーシャルワーカーと協働で、なぜ、こういうことが起きているのか、その子がどんな気持ちでいるのか、あるいは家庭の中でどんな生活をしているのかのアセスメントをしっかりとするわけです。そのうえで、その子にどういう支援をすればエンパワー出来るかをケース会議で話し合います。そのためにも、様々な児童生徒の情報が学校の中で一か所に集められ、集中するしくみづくりが重要です。また、教育相談についてはこの先生、生徒指導についてはこの先生、健康状態については養護の先生というように役割分担されていますが、そのうえで情報が一か所に集められ、支援が必要な児童生徒に早期に効果的な支援を開始できるようにすることが必要です。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>教育委員会として、活動指針の中に反映させられることは反映していきたいと思います。</p> <p>一点、早川委員に他自治体での例で教えていただければということがあります。学校の窓口についてですが、早川委員は、福祉の対外機関の窓口は一本化すべきだとおっしゃっていたところですが、それが教頭先生ではなくて、学校の指示を受けてスクールソーシャルワーカーがその役割を担っている例はありますでしょうか。</p>

<p>愛知県社会福祉士会副会長 早川真理委員</p>	<p>学校の指示を受ける段階で、窓口の役割を担っているのは教頭先生であると言えます。そのうえで、スクールソーシャルワーカーが関係機関のところに行って調整等を行うことは、もちろんあります。管理者として、スクールソーシャルワーカーがどう動いているのかをいつも管理する方として教頭先生がいる必要があると思います。例えば、個別のケースにおいてある機関との窓口を最初は教頭先生が担い、その後当該ケースにおいては、直接スクールソーシャルワーカーと連絡を取り合いたいという流れになると考えます。</p> <p>関係機関との窓口は、あくまで校長、教頭の指示によって直接スクールソーシャルワーカーが担うというイメージです。最初からスクールソーシャルワーカーに関係機関から連絡があった場合は、スクールソーシャルワーカーは、必ず管理者としての教頭先生に報告をする必要があるということです。そこを徹底しておかないと、ワーカーになる方はやってあげたいと考える方が多く、また、フットワークが軽い方も多いので、教頭先生への報告もしないまま動き始めてしまい、後から問題が起きたときに教頭先生は知らなかったということが起きがちです。ですので、スクールソーシャルワーカーの方に外部から連絡等があったときは、教頭先生に報告し、指示を受けるように徹底しておいた方が良く考えます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。 続いて、吉川委員をお願いします。</p>
<p>あるいていこう理事長 吉川公代委員</p>	<p>児童発達支援センターすつぷあいるの吉川です。</p> <p>児童発達支援センターは、令和3年度に各市町村に厚生労働省から設置義務が課せられたものです。障害児への相談支援ということで、あま市から委託を受けて実施しています。現在実施させていただいている内容としては、1歳、2歳、3歳、6歳児の各健診の際に発達にデコボコのあるお子さんがいらっしゃったとき、お母さん方が不安に思っいらっしゃっているので、初期の相談窓口をしています。また、あま市内の保育園、幼稚園の18園に月に1回巡回させていただき、発達に不安があるお子さんをお持ちの保護者の方の相談につないでいただいたりということをしています。さらに、同時に保育園、幼稚園の先生の相談にもなっています。</p> <p>現在、発達にデコボコのあるお子さんが100名近くの方が当所に登録されています。そのお子さん方が小学校にあがるときの情報提供を行っています。また、小学生の児童も支援していますので、その児童の保護者の方の育児能力や判断能力に不安がある方への支援も行っています。</p> <p>来年度からあま市にもスクールソーシャルワーカーが導入されると聞いて、なんとなくイメージをしていたところですが、先ほどの早川委員</p>

<p>あるいていこう理事長 吉川公代委員</p>	<p>のお話を聞いて、イメージしていたものと違うものであると分かりました。分からないことばかりで、勉強させていただきたいと思うとともに、あま市さんがどのようなスクールソーシャルワーカーにするのか期待したいです。</p> <p>スクールソーシャルワーカーが設置されることにより、学校に福祉の視点が入るととても素晴らしいきっかけになるのかなだとか、学校と福祉機関の代弁をそれぞれしていただける通訳的な役割を期待しています。福祉として相談を受けている内容を、より早くスクールソーシャルワーカーさんと共有することで、より早く対応をしていける連携ができるのかなと期待しています。</p> <p>間接支援として、学校と福祉の諸機関との調整をスクールソーシャルワーカーさんにしていただきたいです。今まで、なかなか学校に入りづらかった福祉の視点をスクールソーシャルワーカーさんを通して、入れやすくできないかなと期待します。</p> <p>心の不調と環境調整は密接に関わり合いがあることから、スクールカウンセラーさんとの協調、連携をどのようにされるのかという点が課題であると考えています。</p> <p>現在私たちが行っている障害児福祉の相談支援について、学校に情報提供する際にスクールソーシャルワーカーさんがいることで、スムーズにいくのかなと期待します。</p>
<p>愛知県社会福祉士会副会長 早川真理委員</p>	<p>誤解を与えてしまったかと思うので、補足させていただいても良いですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>どうぞ、よろしくお願いします。</p>
<p>愛知県社会福祉士会副会長 早川真理委員</p>	<p>おっしゃったように、スクールソーシャルワーカーが学校に配置される一番のメリットは、ソーシャルワークの視点が学校に入ることです。学校全体の活動の中で、教育の専門である先生方の視点、福祉の専門であるスクールソーシャルワーカーの視点が学校内の会議の中で話し合われることで、お互いに相手の専門性を理解して、先生には福祉の視点が入り、ワーカーには教育の視点が入ることなので、期待されていることが実現されるための役割がスクールソーシャルワーカーに課せられていると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。 続いて、加藤委員お願いします。</p>
<p>海部児童・障害者相談センター 加藤匡史委員</p>	<p>海部児童・障害者相談センターの加藤です。 我々は、児童相談所になります。日ごろは、児童虐待防止のため皆様にご協力をいただき、ありがとうございます。</p>

<p>海部児童・障害者相談センター 加藤匡史委員</p>	<p>私自身も、児童福祉司としてソーシャルワーカーをしています。他市の例ですが、スクールソーシャルワーカーの方ともかかわりながらお仕事をさせていただいています。</p> <p>あま市スクールソーシャルワーカー設置要綱第4条のなかで職務の内容が列記されています。児童生徒への直接または間接的な支援、保護者に対しての支援・相談・情報提供がありますが、こういった部分が我々児童相談所の児童福祉司の業務と重なり、関わるどころかと思えます。この部分について、情報共有、連携、役割分担がしっかりなされれば、児童相談所を含めた関係機関とスクールソーシャルワーカーさんとの協働はうまくいくと思うので、期待します。しかし、スクールソーシャルワーカーさんが対象世帯に対し、支援という形で関わる場合にはいいのですが、介入という形で関わろうとしたとき、スクールソーシャルワーカーさんの制度的裏付けでは困難であるため、その役割を児童相談所に担ってもらえないかと言ってくるのが、まます。そういったときに何が起きるのかというと、役割の押し付け合いが現実的には起きてきています。スクールソーシャルワーカーさんの権限の部分で、どの程度のものが持たせてもらっているのかをはっきりさせることが必要なのではないかなと思います。</p> <p>先ほど、他の委員の方もおっしゃっていたところですが、権限のない中で介入していくということは、実際問題として困難であると思われま。児童相談所だからできる部分、教育分野のスクールソーシャルワーカーだからできる部分といった範囲がありますので、その部分が整理されていないと、どこがやるべきであるとかいった、よく分かっていない中での機関同士の役割の押し付け合いが起きてしまうのかなと懸念します。</p> <p>どのような役割分担をするのかということは、注意をして取り扱っていただけたらいいのかなと思います。スクールソーシャルワーカーが活動する上で、そのあたりの線引きをしっかりといただけたらと思います。</p> <p>スクールソーシャルワーカーさんの立ち位置について、どこに所属しているのかということについて、スクールソーシャルワーカーさん自身もしっかりと認識していただく必要があるのかなと思います。報告する相手はだれなのか、そのあたりを曖昧にしてしまうと、分かりづらくなってしまふのかなと思います。また、スクールソーシャルワーカーさんの立ち位置、所属について外へも明示することで、関係機関からの相談もしやすくなるのかなと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。 続いて、籠島（かごしま）委員をお願いします。</p>

甚目寺中学校
校長
籠島篤司委員

甚目寺中学校の校長の籠島です。

あま市では、間接的な支援を中心と考えているとの先ほど話がありましたが、ぜひ直接的支援についてもお願いしたいと思います。

活動指針では、校長からスクールソーシャルワーカーさんに書面をもって相談するとなっていますが、せっかく週30時間勤務で、勤務校がある形なので、スクールソーシャルワーカー自身が校内で子どもたちの状況を話し合う会議に出ていただきたいと思います。校内の会議に出ていただくことが一番かと思います。何に期待するかというと、予防的な対応と初期的な対応だと思います。そうでないと、学校では手立てがないという状況になってからお願いすることになってしまいます。本校というと、校内で不登校やいじめに関する相談部会という会議を週1時間行っています。さらに、生活面で生徒指導部会という会議を別に週1時間、各学年ごとに情報共有を行い、他に全学年の問題を企画委員会という会議を開催しています。各会議が毎週行われていますので、それらにスクールソーシャルワーカーが参加していただければ、現在子どもたちがどのような状況か、何が起きているのかが良くわかると思います。その際、我々教職員による教育の視点での話だけでなく、スクールソーシャルワーカーさんに福祉の視点でご意見いただければと思います。その上で、口頭で学校からスクールソーシャルワーカーさんに依頼をかけやすくなると考えます。

学校の教職員が、それぞれの課題について、行政機関のどこに相談したらいいのか、子育て支援なのか、児相なのか、また別な機関なのかと迷うことが多いです。その部分の助言もお願いできればと思います。また、それらの情報を共有できる場があると良いと思います。

先ほど、権限の枠の問題についてお話ができたところではありますが、その枠ぎりぎりまで頑張ってもらえないと、支援の手からこぼれ落ちてしまう子が出てしまうことを心配します。

今回のスクールソーシャルワークに係るケース会議ではなく、名前がほぼ同じですが、あま市学校支援会議いわゆる緊急ケース会議を開催した際に、福祉の関係機関の方々から様々なご提案や情報をいただいて、そんなことがあるのかと知ることも多々あります。その緊急ケース会議においても出席していただいて、意見を言っていただきたいです。

直接的支援については、教職員に対する支援もお願いしたいですし、家庭訪問の際には、スクールソーシャルワーカーさんだけで行ってくださいと言うことはないと思いますので、一緒に行っていただき、家庭の様子を見ていただいて様々な助言がしていただくことを期待します。

学校現場では、スクールカウンセラーさんとスクールソーシャルワーカーさんの役割が違うと言いながらも、その区別が付けられていないところがありますが、いずれも自分たちに無い視点をお持ちの方々ですので、一緒に支援をしていければと思います。

<p>教育長</p>	<p>学校からの要望であると思います。 ありがとうございます。 続いて、服部委員お願いします。</p>
<p>七宝北中学校 教頭 服部洋子委員</p>	<p>七宝北中学校の教頭の服部です。 現状についてご説明させていただければと思います。 七宝北中学校は、一学年二クラスの小規模校です。ただし、起きている出来事は、大規模校と全く変わりません。 教頭として全てのケースに顔を出しています。あま市社会福祉協議会とも面談をしていますし、教育相談センターとも連絡を取らせていただいていますし、児童相談所ともやりとりをさせていただいていますし、学校支援アドバイザーともお話をさせていただいています。 現状では、外部機関とは私教頭が窓口となって行っているのが現状です。 本校の例でいいますと、生徒指導部会は週に1回しか時間をさけられていません。そこに今、スクールカウンセラー、学校支援アドバイザーに参画いただき、各学年の生徒指導の先生、学校4役のなかから校務主任が入って会議を開催し、学校の生徒指導について話し合っています。本校では、小規模校であるがゆえに少人数の教職員しかいないため、相談部会を設けることができていません。 その代わり、教育相談センターから定期的に支援員に来ていただいています。その方と私教頭が打ち合わせて、相談部会としています。その際に適応指導教室に行っている生徒の様子などの情報交換も行っています。 外部機関との窓口は私教頭に一本化されていますので、それらとの情報は、今度は校内の各担任などに伝えます。私自身は教職員ですので、各担任に伝達、支援、助言をするにあたっては、教職員としての助言しかできない状況にあるのが現状です。その方法で、上手くいったことも上手くいかなかったこともあり。現在の状況では、教頭は学校管理職としての立ち位置であるとか、教職員としての先輩としての立ち位置であるとか、スクールカウンセラーのような相談的な立ち位置であるとか、様々な役割を担っています。現場で、子どもたちに直接向き合っただけで教育を行っている各担任に対して、どれだけの手厚い助言や支援ができていのかは分かりませんが、この度、スクールソーシャルワーカーが学校に入ることによって、専門性が学校に入ることにより、教職員への助言や支援がより手厚く、幅広くなると、かなりの期待をしています。 ただ、学校において、スクールソーシャルワーカーの立ち位置や何を目的とするのか、どういう働きをするのかといったことが教職員の中で周知できていないと、本来の役割を果たせないのではないかと危惧します。場合によっては、人手不足の学校現場の中で、校内フリースクールを設置している教室の当番のような役割をしてもらって終わりとなって</p>

<p>七宝北中学校 教頭 服部洋子委員</p>	<p>しまっちはいけません。</p> <p>正直に申し上げて、各校の教頭においてすら、スクールソーシャルワーカーの役割について理解していないと思います。</p> <p>しっかりと情報のすり合わせをして、4月からのスクールソーシャルワーク事業開始をしなければならぬと感じました。</p> <p>スクールカウンセラーは、愛知県から派遣されていますが、来年度から勤務時間が削減され、勤務形態が変わります。現状では、わが校の例で言うと、月に1回だけです。中学校区で一人ですので、当校に月1回、当校学区の小学校は2校ありますので、月に各1回の合計3回お勤めになるだけです。今まで手厚かったものが、非常に手薄になると感じています。スクールソーシャルワーカーは、中学校区にお一人とのことで、小学校とどのように連携していくのか、少なくとも私はビジョンを持っていませんので、4月になったら何をしてもらおうかと危惧しています。</p> <p>せっかく来ていただくので、学校内、各教職員に正しく理解して頂いて、有効に機能できればと期待します。教頭として、せっかく新しい専門性と新しい視点での相談をすることができる方が来ていただけることなので、期待しています。</p> <p>一方で、教頭として責任を取るべきところは取ります。対外機関の窓口を一本化するにあたって教頭が当たるべきであるとのことでしたら、引き続き務めますが、専門性を持つ相談相手が新しく来ていただけるのを心強く思っております。</p> <p>今の中学校の現状について分かっただき、そのうえで、小中連携にまでつなげていければと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、高木（たかぎ）委員お願いします。</p>
<p>子ども福祉課 主幹 高木和美委員</p>	<p>子ども福祉課主幹の高木です。</p> <p>児童生徒の様子を把握し、家庭と学校を結ぶ役割をしていただけたらと思います。現在、不登校の児童も訪問したり、相談を受けるなどの対応をさせていただいております。学校へのハードルが高い事例もありますので、先生方と違った福祉目線の支援をいただけると助かります。当課は、虐待等の案件もあり、常に学校の先生方とは随時連携をとらせていただいておりますが、SSWの方々ともできれば定期的な打合せ会議を開催したいと考えています。</p> <p>心配している点としては、問題を抱える児童生徒が多く、どこまで把握し対応できるかが気になっています。</p> <p>子どもの視点にたつて、支援側がいかに連携し、支援していく体制ができるか継続して話し合っていけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>

教育長	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>それぞれの委員の方のご発言に対する質問でもいいですし、追加でご意見を発表いただける方、ご質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
委員全員	(なし)
教育長	<p>先ほどもお話が出た、予防的措置については、もちろん対象としていく予定ですが、対処すべきケース数が膨大となってきた場合、その分予防的措置に避ける時間は少なくなってしまう可能性があることはご理解頂ければと思います。</p> <p>本日いただいたご意見の中では、活動指針の中でもこうしたほうが良いと言ったご意見もいただきました。</p> <p>他市事例も参考にしながら、よりあま市の実態に合ったものに修正していければと思います。</p>
教育長	<p>それでは、「議題（２）あま市小中学校あり方課題別検討委員会報告書について」に入ります。事務局説明をお願いします。</p>
書記	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>本日各委員からいただいたご意見をそのまま、種類ごとに列記したものを本委員会の報告書とさせていただきます。</p> <p>本日いただいたご意見の報告書が完成しましたら、皆様にメールでお送りいたします。</p> <p>メールで送られた報告書をご確認いただき、期限までに修正指示をいただきましたら、そのとおりに修正いたします。</p> <p>期限については、報告書をお送りするメールでお知らせいたします。</p> <p>順番にご意見をいただいた時の内容に今現在で修正等ありましたら、おっしゃってください。</p>
委員全員	(なし)
教育長	<p>委員の皆様、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>本日いただいたご意見を本日付けの報告書にし、教育委員会に報告します。</p>

	<p>いただいたご意見を令和6年度からのスクールソーシャルワークに反映させていただこうと思います。</p> <p>以上で、本日の議題を全て終了しました。</p>
教育総務課長	<p>本日はお疲れさまでした。</p> <p>本日の会議の大要をまとめた議事録を作成しだいまま市ホームページで公開します。</p> <p>ありがとうございました。</p>